

都留市内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針

第1 目的

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき定められた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）及び山梨県が定める県産木材の利用の促進に関する基本方針（令和2年3月27日策定・令和5年3月27日変更）に即して、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定めるものである。

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本事項

1. 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

市は、法第13条にのっとり、木造建築物の設計及び施工に係る技術の普及の促進、中高層の木造建築物又は大規模な木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

2. 住宅における木材の利用の促進

市は、法第14条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供に努めるものとする。

3. 建築物木材利用促進制度の周知及び活用

（1）建築物木材利用促進協定の周知

市は、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対し、法第15条に定める建築物木材利用促進協定の周知に努めるものとする。

（2）建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本方針に照らして適当なものであるか確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

（3）建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

4. 公共建築物における木材の利用の促進

(1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

① 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く国民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

② 国又は地方公共団体以外の者が整備する①に準ずる建築物

これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、青年の家等)、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所(併設される商業施設を除く。)が含まれる。

(2) 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

① 公共建築物における木材の利用の促進

公共建築物について、率先して木造化(注1)及び内装等の木質化(注2)を促進するものとする。

建築用木材の利用はもとより、建築用木材以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、(3)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。さらに、建築用木材以外についても、公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図るほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

なお、公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、世界貿易機関(WTO)政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対す

る不必要な障害とならないように留意するものとする。

(3) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、(1)の木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造はその文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

5. 木材の利用の促進の普及啓発

市は、関係団体と連携し、市民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事例の紹介等により、木材の利用の効果について積極的に市民への普及啓発を行う。

第3 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 公共建築物における木材の利用

(1) 市が整備する公共建築物のうち、第2の4の(3)積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物については、原則として木造化を図るものとする。

(2) 市が整備する公共建築物については、高層・低層にかかわらず、エントラ

ンスホール、広報・市民対応窓口、記者会見場、講堂など、直接又は報道機関等を通じて間接的に市民の目に触れる機会が多い部分を中心に、内装等の木質化を図るものとする。

さらに、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLT、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組むものとする。

(3) 市が整備する公共建築物においては、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

2 公共土木工事及び公共施設に係る工作物における木材の利用

市が行う公共土木工事及び公共施設に係る工作物の設置に当たっては、設計基準等を踏まえた上で、可能な限り木材を使用した工法の採用並びに木材製品の導入を図るものとし、特に木材利用を推進する工作物については、次のとおりとする。

(1) 公共土木工事

柵工、筋工、土留工、その他木材利用が適当と認められる工作物等

(2) 公共施設に係る工作物

看板類、外壁、休憩所、庭園資材、デッキ・ベランダ、ベンチ、その他木材利用が適当と認められる工作物等

3 県産材及び市産材（注3）の利用

1の公共建築物における木材の利用及び、2の公共土木工事及び公共施設に係る工作物における木材の利用においては、山梨県と連携を図り可能な限り県産材の利用に努めるとともに、市産材も有効に活用していくものとする。

第4 その他建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材の使用に配慮し建築コストの適正な管理を図るとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分に検討し総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数については、木造の

建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

さらに、備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

加えて、公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。

2 公共建築物等の整備における支援

市は、山梨県と連携を図り、建築物等を整備する者に対し、木材の利用の意義等について説明し、木材の調達方法等に関する情報収集・分析・提供、木材の利用に関する専門的な知見の提供など、公共建築物の木造化・木質化が図られるよう支援する。

(注1) 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

(注2) 「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

(注3) 県産材とは、山梨県内の森林から生産された木材、市産材とは、都留市内の森林から生産された木材をいう。

附 則

この基本方針は、平成24年1月27日より適用する。

この基本方針は、平成30年8月1日より適用する。

この基本方針は、令和6年4月1日より適用する。